

# 平成20年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年1月30日（金）午後2時  
新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 資料50 インターネット公売について（諮問、報告）
- (2) 資料51 子ども家庭相談管理システムの導入について（諮問）
- (3) 資料52 新宿区立学童クラブの児童指導業務委託の実施について（報告）
- (4) 資料53 子ども園在園児（4，5歳児）の住基異動データ抽出について（諮問）
- (5) 資料54 証明書自動交付機の障害等管理業務の委託について（報告）
- (6) 資料55 カラスの巣撤去等業務委託について（報告）
- (7) 資料56 地域ポータルサイトの構築及び運用の委託について（諮問、報告）
- (8) 資料57 新宿区気象情報メール配信システム開発運用業務委託について（報告）

## 3 その他

## 4 閉会

【山口副会長】 会長の到着が遅れておりますので、副会長である山口が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、平成20年度第7回情報公開・個人情報保護審議会を開催します。まず、資料について、事務局から説明をお願いします。

【区政情報課長】 事務局の区政情報課長です。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

事前にお渡ししました資料は、平成20年度第7回情報公開・個人情報保護審議会資料といたしまして、資料50、インターネット公売についてと資料52、新宿区立学童クラブの児童指導業務委託の実施についてから、資料57、新宿区気象情報メール配信システム開発運用業務委託についてまでとなっております。

本日、机上配付いたしました資料としまして、本日の審議案件であります資料51、子ども家庭相談管理システムの導入についてと、次回、第8回の審議会の開催通知、次第と資料となっております。

次に、本日の審議の順番ですが、お渡ししました次第では、資料50のインターネット公売からとなっておりますが、資料55、カラスの巣撤去等業務委託について、所管課の都合で大変申しわけないのですが、資料55からを最初にお願ひしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【山口副会長】 資料について不足のある方があればお申し出ください。そうじゃなければ、説明の……。

まず、審議が始まる前に、審議会の日程について皆様にお諮りをしたいと思います。

今の予定では、次回2月4日の審議会をもって本年度の審議はすべて終了する予定でございますが、国会において先日成立いたしました2008年度第2次補正予算に盛り込まれております定額給付金につきまして、その支給に当たっては、個人情報の取り扱いについて、本審議会への諮問、報告が必要となることとなります。

関連法案の成立時期や、平成21年第1回区議会定例会の日程を考慮いたしまして、3月26日午後または27日午後に審議会を開催いたしたいと考えておりますが、皆様のご都合でどちらかに決めたいと思います。

恐縮ですが、ちょっと予定表をごらんいただけますか。3月26と27日、26が木曜日ですね。27日が金曜日ということです。

それでは……。

はい、どうぞ。

【深沢委員】私ども自民党2人は、全員視察に決まっております。

【山口副会長】2日ともだめですか。わかりました。

どうでしょうか。そういう事態でもどちらかに決めてよろしいでしょうか。事務局の意見をちょっと示して。

【区政情報課長】すみません。ちょっとお待ちください。30、31であれば大丈夫ということですか。本当に年度末になってしまうんですけれども。

【山口副会長】30、31という月、火ですね。

ここで今、多数決で決めようとしているんですけれども、都合の悪い方とか。都合の悪いというのは、今決めることが都合悪いという意味です。

どうぞ。

【あざみ委員】臨時議会が時々入ったりするので、3月末に。

【区政情報課長】そうですね。今、ちょっと30か31で臨時議会の可能性があるということですね。

すみません。もう一度改めて少し日程を考えさせていただきます。それで後ほど、もう一回ありますので、そのときまでにちょっともう一度検討してみますので、よろしく申し上げます。

【山口副会長】じゃ、次回の日程につきましては、次回の2月4日にもう一度お諮りすることにして、今の審議はとりあえず終了いたします。

それでは、先ほど事務局からご説明がありましたように、議事の進行順を変更させていただきます。

資料55のカラスの巣撤去等業務委託について、担当者からご説明を受けたいと思います。

【生活環境課長】環境清掃部の生活環境課長、鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料の説明に入ります前に、大変恐縮です。おわびをさせていただきたいと思います。

と申しますのは、これからご説明申し上げますカラスの巣撤去等業務委託につきましては、実は平成17年度を初年度として現在に至る事業でございました。にもかかわらず、本審議会にその旨のご報告が遺漏していたことをおわび申し上げます。

また、きょう私どもの都合で、議事の進行順序をまた入れかえさせていただきました。申しわけございません。

それでは早速、こちら、資料55に基づきますカラスの巣撤去等業務委託についてご説明申し

上げます。

1枚めくっていただきまして、件名につきましては、カラスの巣撤去等業務委託についてというのが件名でございます。

これにつきましては、事前報告といたしまして、条例14条第1項の重要な個人情報の提供等を伴う委託という業務に類するものでございます。

次をめくっていただきます。

事業名、カラス対策、担当課につきましては、私ども環境清掃部生活環境課でございます。

この事業の目的ですが、区民の方々からのご依頼によって、カラスの巣の落としや落下ひなの回収を委託により行うというものでございまして、これはちょうどカラスの繁殖期、おおむね春から初夏にかけて、カラスが巣づくりをしてかなりカラス自体が興奮をしている状況にあって、区民の方々に危害を与えるという可能性がある、そういった巣の落としをご依頼によって行うものでございます。

対象者につきましては、ご依頼をいただいた方、あるいはカラスの巣があるその樹木を管理されている方、あるいはその敷地所有者の方々からのご依頼によるものでございます。

事業内容といたしましては、先ほど申しましたように、カラスの繁殖期に当たる春から夏にかけて、住民の方々から通報あるいはご依頼があったときに、その巣の落としを委託業者に依頼をするという事業でございます。

次のページをおめくりください。

次は、区の私どもの保有している情報、あるいは委託業者に提供する情報の内容でございますが、保有課は私ども生活環境課でございます。

登録業務の名称といたしましてはカラス対策、委託先につきましては業者の選定につきましては、入札によって決定をいたしております。

情報の媒体記録先で、どのような情報が媒体に記録されているかということでございますが、これは文書もしくは電磁的媒体とあって、パソコン等で記録をしております。

その提供する中味の方法論でございますが、これは文書によります。この文書と申しますのは、決まったフォーマット、連絡事項を網羅したものを相手方業者にファクスにより送る、そういった手だてで行っております。

保有している情報の項目でございますけれども、巣の撤去依頼をされた方々の住所、お名前、電話番号、もしくはカラスの巣がある樹木の所有者もしくは管理者の方々の住所、氏名、電話番号、この3項目でございます。

業者のほうに業務委託に伴って提供する項目でございますが、同様に依頼者の住所、氏名、電話番号、またカラスの巣があります樹木あるいは敷地の所有者または管理者の方々の住所、氏名、電話番号でございます。

委託の理由につきましては、有害鳥獣駆除に係る専門技術を持った業者に行わせる必要があるためといたしております。

委託内容につきまして申し上げます。カラスの巣を撤去、もしくはそのカラスの巣から落ちたひなの回収業務でございます。

今年度につきましては平成21年4月1日からということで、毎年度この事業を行っているものでございます。

委託に当たって区が行う情報保護対策につきましては、契約の際に別紙「特記事項」にその旨を付しております。

受託事業者としての情報の保護対策につきましては、取り扱い責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定させていただきまして、提供された情報につきましては施錠管理をするということで指定をしております。

以上でございます。

【山口副会長】 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら発言をどうぞ。

はい、どうぞ。ひやま委員

【ひやま委員】 すみません。ちょっと教えていただきたいんですけども、依頼者の住所、氏名、電話番号と、カラスの巣がある樹木や敷地等の所有者または管理者の住所と2つありまして、基本的には、このカラスの巣がある樹木の敷地の方からの依頼があって除去をするんじゃないんですか。それとも依頼者とその所有者は別ということもあり得るんですか。

【山口副会長】 生活環境課長。

【生活環境課長】 ベースは、今、委員おっしゃったように、除去に2つのパターンがございます。

1つは、通行されている通行人の方が、例えば小さなお子さんを連れて外を学校あるいは幼稚園、保育園等、通園通所されている場合、その木を所有されているところの方からじゃなく、その前の道を利用される方々から、あそこのお宅にあるあの巣、あるいは空き地になっている場合もあります。そういったときに、必ずしもその所有者もしくは管理者でない通行人の方が

ら一報が入り、それで撤去するといった場合に、通報者とその所有者あるいは管理者が異なるという現象が出ております。

【山口副会長】はい、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】じゃ、今のケースの場合、例えば公的な場所とかに生えているものとかは所有者がすぐわかると思うんですけども、個人のお宅とか、例えばそういう個人の持ち物なんかの場合は、ここの場所というふうに依頼があったときに、区のほうはそれを調べるわけですか。それで確認をとるか何かされるんですか。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【生活環境課長】まず、個人の方からの場合ですと、ご自身の管理するところからの場合は、電話等で連絡が入った場合、ご本人の住所、電話番号を聞きます。

それからまた、あそこのというふうに個人が管理していない場合ですね、今言っていたように。そのときは私どものほうも現地へ赴いたりしまして調査をさせていただきます。それによって必ずしも電話番号がわからずとも、そこに業者を派遣してお尋ねするといったケースもありますので、調査は私どものほうでさせていただきます。確認という電話番号と住所ですね。

【山口副会長】ほかにございますか。

なお、答弁される方はお座りのままでいいということで、この審議会ではそういう慣例になっていますので、どうぞ座ったままお答えください。

じゃ、深沢委員。

【深沢委員】17年度からの事業であるということなんですが、実績はどうなんですか。どれぐらいの実績がございませうか。

【生活環境課長】実は17年度からと申しますのは、東京都が13年度から4年間、巣の撤去作業を行っておりました。そのころピークが、都内のカラスが3万6,400羽という中にありまして、4年間東京都がやった後に、それが平成17年度が初年度なんですが、区のほうに、各市区町村が撤去をするようにということになりまして、以降、新宿区におきましては、平成17年度に撤去した件数ですが、巣におきましては49件、それから処分したひなの数が70羽。一方、18年度におきましては、撤去した巣の数が36個、ひなの数が77羽。19年度、ちょっと上がりまして、巣の撤去は45個、ひなの数が83。今年度、繁殖時を過ぎましたけれども、これまたちょっと減りまして、撤去した巣の数が37個、処分したひなの数は71羽と、やや減少にはなっております。

【深沢委員】はい、ありがとうございます。

【山口副会長】ほかに。

有馬委員。

【有馬委員】17年度からの事業ということで、これは今回、入札で決定された事業者はこの情報を提供するという事なんですが、これは単年度で毎年業者のやり方がまた変わっていくということなんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【生活環境課長】私ども仕様書というのを、委託する中身を一つの仕様書として設けております。ですので、業者さんにつきましては入札で決まりますが、やる仕事の中身としては、毎年安定した同じ方法でやらせていっております。

【山口副会長】はい、どうぞ。有馬委員。

【有馬委員】いや、そうすると、だから今回ここで例えばこの報告を受けて、承認をして、入札があって、4月1日以降業者が決まった場合に、例えば来年4月以降はそれをそのまま継続していくということになるわけですか。それとも、またその段階で改めて入札をしていくということになるわけですか。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【生活環境課長】これは年度です。毎年度新しく入札をすると。継続というのはもう、業者さんの継続はしません。毎年度入札する。

【山口副会長】よろしいですか。

ほかにご質問どうですか。

あざみ委員。

【あざみ委員】17年度から要するに委託をしていたわけですね。それでこの審議会に報告をしていなかったということでおわびがありましたけれども、今回わかったというんでしょうか。今後のためにも、思いたくはないんですけども、ほかの所管でもこんなことがあってはこの委員会としては困りますので、何かきっかけが、そういうことがあったのかなと思って、今回。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【生活環境課長】本当に改めておわび申し上げますが、17年度から遺漏したのはもう本当に理由等なく、私どもの単純な失念でございます。

何ゆえに発覚したかというのは、昨年度におきまして、この報告も当然該当するのではなからうかという、組織改正に基づいた中で申し送りというか、それを現担当者が聞いたという中で発覚をしたということございまして、それは深い理由はございません、一切。

【山口副会長】はい、どうぞ。あざみ委員。

【あざみ委員】じゃ、くれぐれも、こういうことがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【山口副会長】この審議会も別に説教したりお仕置きするわけじゃないですから、気づかれたら遠慮なくというか、恐れなくてぜひご報告していただきたいと思ひます。

ほかに何かご質問かご意見ござひますか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

【山口副会長】それでは、本件につきましては、報告を了承するというこゝで。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【生活環境課長】ありがとうございました。

【山口副会長】続きまして、資料50、インターネット公売についての説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長でございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。資料番号50をごらんいただければと存じます。

まず、1枚目、件名でございます。インターネット公売について。

お諮りするところが電子計算機の外部結合、諮問事項が1つ。

それから、個人情報電子計算機処理の委託、事前報告が1件という内容でございます。

おめくりをいただければと存じます。

事業の概要でございます。

この事業の概要につきましては、昨年度、税務課が住民税の滞納処分の一環としましてインターネット公売をするというものと同一のものでございます。今回は国民健康保険料の滞納処分の一つの公売の手段としまして、インターネットを全く同じ形で利用して公売にかけるといふような内容でございます。

なお、実際にはインターネット公売、税務課で新宿区ということで申し込みが手続完了してございますので、情報を取り扱う所管課が1つふえたということで、実際には新たな外部結合というのは電子的には行われていないんですが、個人情報を取り扱う所管課が、医療保険年金課がふえたということでお諮りするという位置づけでございます。

めくっていただければと思ひます。

3ページでございます。

まず、1点目の外部結合の諮問でございます。

保有課につきましては医療保険年金課、それから登録業務の名称は国民健康保険ということでございます。



結合される個人情報項目の欄でございますが、まず1番に書いてございます区の情報提供する項目、これは個人情報の提供というのは一切ございません。新宿区という名前と、それから公売物件の概要ですとか、ここに記入されているものを提供するというところでございまして、2番にあります応札者、入札参加者の情報については、公売を実施する者として入手していくということでございます。ここに付きましても、税務課と全く同じということでございます。

相手方につきましても、税務課と同一のヤフーというところに結合するというところでございます。

結合する理由でございますが、ネットオークションを利用しまして差し押さえ財産の公売情報を広く一般に周知しまして、効率的により多くの入札者を確保しまして、有利な価格で公売ができるということを目的として、ひいては国民健康保険料での収入増を目指すというものでございます。

それから、結合の形態でございますが、これはインターネットです。(SSL)とあるんですが、これは個人情報保護のためにSSLという暗号化をしたデータを使ってやりとりするという意味でございます。

それから、結合の時期でございますが、21年4月1日から、以降継続ということで考えてございます。

それから、情報保護対策につきましては、重複いたしますが、まずデータそのものはSSLという暗号化したほかの者からは解読できない信号を使わせていただくということで、情報の保護の対策をとらせていただくというものでございます。

続きまして、4ページをごらんいただければと思います。

件名がインターネット公売システム利用契約についてでございます。

保有課、業務登録名称につきましては、同様でございます。

委託先はヤフー株式会社です。ここも重複して恐縮でございますが、税務課と全く同じところということでございまして、医療保険年金課も情報を取り扱う課ということで、実際にはID番号を新たにもらうという具体的な意味ではございますが、利用契約上、税務課と同じ手続を踏ませていただくというものでございます。

委託に伴う処理の情報項目でございます。これも先ほどと同じでございますが、応札者、入札参加者の情報につきまして、個人、法人それぞれ記載の事項についての業務委託するというものでございます。

委託理由につきましては、先ほどと同様の委託理由でございます。

委託の内容につきましては、オークションサイトに自治体名、公売物件、品目、写真以下、記載の事項をホームページ上に掲載しましてオークションを実施するというものでございます。

委託の期間につきましては、21年4月1日から、以降継続ということでございます。

それから、委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございますが、もう既にこれも税務課が利用申し込み時に実施してございますが、5ページに掲げさせていただいております特記事項を付しまして委託契約とさせていただくというものでございます。

それから、委託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、セキュリティーマネジメントシステム国際規格のBS 7799-2-2002という規格、それから国内規格のISMS認証基準の認証を取得して個人情報の保護を行わせるというところで、保護対策を行ったというものでございます。

以上、雑駁でございますが、事業のご説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

**【山口副会長】** ご説明ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

**【山口副会長】** 要するにあれですね、こちらから提供する情報には人の名前はない。

**【医療保険年金課長】** ございません。

**【山口副会長】** ただ委託したときに、具体的には、ヤフーのほうで入札者の名前とか入札金額とか、いろいろなものが蓄積されると。それを頼んだという。それはこちらには入ってこないわけですね。だから聞きたいのは、結局個人情報全部ヤフーが管理するということになるんじゃないか。それで問題は、その情報はうちの情報なのか、ヤフーの情報なのか。例えばヤフーからその情報が流れ出たときに、うちに責任が、うちというのは新宿区ですけれども、生ずる可能性があるんでしょうか。ちょっとそのあたりのことのご説明を。

**【山口副会長】** どうぞ、課長。

**【医療保険年金課長】** まず、大きな副会長の説明した流れはそのとおりなんですけど、1点、入札者の状況につきましては、もちろんヤフーが保存しまして、1カ月後に消去いたします。しかし、我々としましては、入札の実施者ということでございますので、入札記録ということを保管していかなければいけないということでございますので、まず入札者の記録につきましては、記録として区として保有をいたします。これは記録として定めておかなきゃいけないものだという事です。

それから、その記録のほうの責任問題のご質問につきましては、実際にはこの入札の実施者

というのは新宿区ということでございますので、入札をするものについては、ネットオークションという入札の公売の場をヤフーは提供しているだけでございますので、実際には何かあった場合については、入札実施者の責任は、どのくらいの、暗算は、ちょっと私も不勉強なんです、一定の責任はあることになると認識してございます。

【山口副会長】要するに、入札者の情報は区のほうに連絡が来て区が保管することになり、その情報は区の責任で保管することになるんだ、こういうことですね。

【医療保険年金課長】さようでございます。

【山口副会長】わかりました。

何かご質問、ご意見。

はい、どうぞ。有馬委員。

【有馬委員】これは、私もちょっと詳しくないんでわからないんですが、例えば差し押さえたものを落札する人がいますよね、オークションにかけて。その落札者の情報というのは載らないということの理解でいいわけですね。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【医療保険年金課長】落札者は個人情報には載りません。ヤフーの場合は落札者のID番号と金額だけ載るということでございます。

【有馬委員】なるほど。はい、わかりました。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

そうしますと、きょうは諮問事項ということと、諮問事項のほうは外部結合ということですね。ヤフーと区の情報とをデータで結合するという。それから、事前報告として、ヤフーに公売の手続を委託するという事なんですね。

じゃ、取り扱いについてお諮りいたしますが、その諮問事項については承認、事前報告についても了承ということでよろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【山口副会長】はい、そのようにいたします。

続きまして、資料51、子ども家庭相談管理システムの導入についてのご説明をお願いいたします。

どうぞ、説明者の方、お名前と肩書を。

【子どもサービス課長】どうぞよろしくお願ひいたします。子ども家庭部の子どもサービス課長の<sup>大野</sup>でございます。

本日は、情報公開・個人情報保護審議会諮問報告事項として、件名として子ども家庭相談管理システムの導入についてご説明をさせていただきます。座ってご報告させていただきます。

本件のこのシステムの導入につきましては、条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）ということになります。

それで事業の概要ですが、事業名として子ども家庭相談管理システムの導入、担当課としては、今申し上げました子ども家庭部子どもサービス課でございます。

こちらの事業の目的ですが、子ども家庭支援センターの情報を共有し、相談機能の強化を図るということが目的でございます。

情報の管理をする対象者ですけれども、子ども家庭支援センターの利用者ということになります。

さらに、細かい事業内容でございますけれども、子ども家庭支援センターと担当課（子どもサービス課）に、パッケージ化された子ども家庭相談管理システムを導入する。区内3所において子ども家庭支援センターができるわけですが、信濃町と榎町と中落合ということになります。こちらの3所の支援センターと本課である子どもサービス課をネットワークで結び、相談記録等の情報を共有化するというところでございます。相談の概要や相談経過をシステムで管理することにより、相談者への支援の状況を迅速に確認し、支援体制を強化できるということでございます。

相談別児童受付状況、相談別対応状況など、国や東京都に提出する煩雑な統計資料の作成もこちらのシステムで行う予定でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、具体的な子ども家庭相談管理システムの導入ということで、同じような内容のものが出ておりますけれども、3つ目の記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピューターに記録されるのか）ということでございますけれども、個人の範囲としては子ども家庭支援センターの利用者ということで、基本は区内ですけれども、例えば中野区ですとか、隣接区からうちの新宿区の学校に通われているお子さんの場合については対象になりますので、区外も一部入る予定になっております。

記録される項目ですけれども、相談者及びそちらの児童の氏名、性別、続柄、生年月日、住所、年齢、お子さんの所属——どちらの学校、どこの保育園かという施設の名称、それから学年、保護者の勤務先、子どもさんの健康状態、病気であれば通院先、それから世帯の状況、国籍、外国籍の場合については在留資格、それと相談日、相談の種別、相談内容、経過記録、こういったものが記録項目になります。

記録するコンピューターですけれども、子ども家庭相談管理システムサーバーのコンピューターということになります。

新規開発・追加・変更の理由でございますが、平成21年度に新規開設する2所を含む区内3所の子ども家庭支援センターと本庁舎（子どもサービス課）をネットワークで結び、相談記録等の情報を共有することで相談機能の強化を図るとともに、煩雑な統計処理やケース会議記録をシステムで行うことにより、作業効率を上げるということでございます。

また、現在、紙ベースの台帳により管理している子ども家庭支援センターの相談記録、それから手作業で作成している統計資料、こういったものをシステムで管理するために、新システムを導入したいというふうに思っております。

パッケージ化されているソフトを基本にしながら、新宿区独自のサービス、例えばお子さんを預かる事業としては、1週間ばかり預かるショートステイ、それと育児支援家庭訪問事業、それとひろば型一時保育、こういった事業がございます。こういったサービスの利用を反映できるなどの一部カスタマイズというんですか、新宿区独自のプログラムを導入できるということでございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策ですが、開発過程では、区民の情報に直接事業者さんに触れさせることはありません。データセットアップには職員が立ち会うということで、時期ですが、平成21年度4月以降という予定でございます。

1点目については、以上でございます。

【山口副会長】これ、1点目ですね。

ちょっとさっきのことでわからないんですけども、子ども家庭支援センターというのは、区の組織なのか、職員は区の職員なのか、外部の人たちとちょっとどういう関係にあるのかとか、それを説明してください。

【子どもサービス課長】子ども家庭支援センターといいますのは、新宿区の職員で運営されている区の組織体でございます。現在、中落合にある子ども家庭支援センター1所で相談業務を一手に引き受けてございます。それが来年度、21年度には、こちらに記載してございますように、信濃町と榎町の2所が追加され、子ども家庭支援センター業務を開始する予定になってございます。

【山口副会長】はい、わかりました。

じゃ、ご質問かご意見は。

はい、小菅委員。

【小菅委員】児童の虐待防止等センターになるわけですが、この内容は高度に機密性のある情報が満載されているはずでございます。その際、開示請求対象者の範囲ですね、これはどの辺の方が開示請求ができるのでしょうか。また、どの辺の人たち、相当子ども家庭支援センターでは関係者がネットを結んでいるんですが、その辺はどうですか。

【山口副会長】ちょっと今の質問、開示というのは、ここのセンターでだれがそのデータを見られるかということですね。

【小菅委員】そうです。その関係です。

【山口副会長】はい、どうぞ。

【子どもサービス課長】そうしますと、この情報そのものが今現在、中落合1カ所だけで記録されているわけなんですけれども、当然ネットワークで結ぶことによって、中落合、信濃町、榎町、それとあと本課、本庁舎にいる私ども子どもサービス課、こちらの4カ所では、端末を開くことによって、どちらの場所でどういうケースが相談に来て、どんなような今経過をたどっているかというのを逆に言うと確認することによって、より効率的に、よりいろんな情報をもとに、そのケースの抱えている課題を解決できるという趣旨でこちらを設置しておりますので、そちらの4所の担当者については、まず当然その情報が見られるという形になります。

今、委員ご指摘の情報公開、開示のほうですけれども、これにつきましては、基本的にはかなり限定されざるを得ないというふうに思っております。例えばDV、ドメスティックバイオレンスで逃げて来られて相談に来られているような場合については、例えお身内であったとしてもなかなか開示ができないとか、いろんなさまざまなケースが考えられますので、相当限定的に考えざるを得ないというふうに考えております。

【山口副会長】ということは、今のあれですと、職員だけじゃなくて第三者にも閲覧させる可能性はあるんだと。ただそれは限定的に運用します、こういう説明になりますね。

【子どもサービス課長】基本的には、この情報については、開示をするという前提で考えておりません。

【山口副会長】はい。じゃ、そういうことを前提に。

どうぞ、ほかにご質問、ご意見。

はい、あざみ委員。

【あざみ委員】もしかしたら小菅委員が言わんとしていることは開示請求をされた場合の開示という意味ではなくて、その端末をだれが見られるのかという話だと思うんです。私もそこを聞いたかったんですけれども、担当職員は当然ですけれども、信濃町、榎町は児童館と同じ建

物の中にその機能が入りますよね。そうすると、今度、この後に業務委託の話がありますけれども、その委託された業者の職員の方が見る事が可能なかどうか。直営のその支援センターの職員であっても、常勤職員と非常勤職員と、あとボランティア的な人も入ってきますよね、そのセンターには。そういう意味でも、どこまでの人が見られるのかということだと思わすけれども。

【子どもサービス課長】常勤職員に限定されます。非常勤職員やボランティアの方々は見る事ができません。

【山口副会長】それはいわゆるパスワードとか、何かいろんなもので管理されることになるということですか。

【子どもサービス課長】はい、そういうことでございます。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見ございませんか。

それでは、よろしゅうございますか。

それでは、システムの導入につきましては、一応お諮りしますけれども、特別のご意見がなければ承認ということにさせていただきたいと思わす。よろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【山口副会長】はい。じゃ、承認ということで、先に進みます。

引き続きまして、資料52、新宿区立学童クラブの児童指導業務委託の実施についてのご説明をお願いします。

子どもサービス課長。

【子どもサービス課長】では、事業の概要からご説明させていただきます。

事業名として、新宿区立学童クラブの児童指導業務委託の実施、担当課は同じく子どもサービス課でございます。

目的ですが、平日の午後6時以降や長期休業中の午前9時以前の延長保育など、民間による柔軟な運営により、多様な保育需要にこたえるためということでございます。

この事業の対象者ですけれども、区内に居住し、保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において継続的に適切な保護が受けられない小学校1年生から3年生の児童。ただし、心身に障害のある児童の場合については、集団生活が可能な児童ということであれば、6年生までお引き受けいたしますということでございます。

事業内容として、対象学童クラブですけれども、榎町学童クラブ、早稲田南町学童クラブ、西新宿学童クラブ、信濃町学童クラブ、四谷第六小学校内学童クラブ、富久小学校内学童ク

ブ、百人町学童クラブ、戸山小学校内学童クラブ、西落合学童クラブ、以上9つの学童クラブでこのような形になります。

事業内容ですが、学童クラブ登録児童の遊びと生活の指導ということがメインになります。主に出欠の確認、連絡帳の確認と家庭への連絡事項の記述、おやつ準備及びおやつ指導、捕食の指導ですね。それから、館外活動への引率、学童クラブだよりの作成、保護者会の開催、そのほか業務報告書の作成、利用実績の報告などがございます。こういったものを業務委託する予定になっております。

さらに、もう一枚のほうでのご説明ですが、ちょっと重複いたしますけれども、委託先といたしましては、榎町と早稲田南町、西新宿、四谷第六小学校内学童クラブ、それと信濃町、こちらについては、公募型プロポーザルということで、今現在選定を進めているところでございます。

今現在の段階で既に業務委託をしているところとしては、その下にある富久小学校内学童クラブ、これについてはNPO法人ワーカーズコープに業務委託しております。百人町学童クラブと戸山小学校内学童クラブ、この2つについてはテンプスタッフ・ウィッシュ株式会社に業務委託しております。西落合学童クラブについては、株式会社プロケアに現在業務委託をしているところでございます。

それで、こちらの委託に伴い事業者処理させる情報項目ですけれども、学童クラブの登録児童ということで、氏名、性別、学校名、学年、生年月日、それから卒園の保育園・幼稚園名、それから保育年数、健康状態・発育状況及び特記事項、またかかりつけの医療機関名についても項目として入れていただくことになっております。

保護者からは、やはり住所、氏名、続柄、それから自宅の電話番号並びに携帯の電話番号、それから勤務先の名称、勤務先電話番号。もし同居の家族がいらっしゃるようであれば、氏名、続柄、年齢、勤務先、在学名、電話番号、兄弟の方たちも含まれます。

委託の理由ですけれども、先ほど申し上げましたように、現在、区の直営の学童クラブですと平日午後6時までで終わってしまいますので、午後6時以降の預かりをお願いしたりとか、または夏休み、冬休み等、長期休業中の午前9時以前の延長保育、8時から例えば見ていただくとか、そういった延長保育等、民間による柔軟な運営により、多様な保育事業にこたえるということが理由でございます。

委託の内容ですが、学童クラブ登録児童の遊びと生活の指導ということで、時間帯ですけれども、月曜日から金曜日にかけては放課後から午後7時まででございます。土曜日については



午前8時から午後7時、長期休業期間中については午前8時から午後7時。業務報告書の作成、利用実績の報告も出していただきます。

委託の開始時期及び期限ですが、本年、平成21年4月1日から来年、平成22年3月31日までの1年間ということでございます。

委託に当たり区が行う情報保護の対策ですが、当然契約に当たり、別紙「特記事項」ということで、さまざまな個人情報に関する保護規定ですね、特記事項ということで事業所さんにお渡しし、遵守していただこうと思っております。

それから、業務終了後、提供した情報を返却させるという形で保護を図っていきたいと思っております。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策として、取り扱い責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定する。それから、提供された情報については、施錠できる金庫などに保管するというところがございます。

以上でございます。

【山口副会長】ご説明ありがとうございました。補充の説明ありますか。

【子どもサービス課長】特にございません。

【山口副会長】それでは、ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。鍋島委員。

【鍋島委員】この3ページの同居の家族というところがありますけれども、保護者に連絡がとれなかったときに同居の家族のだれかを登録しといてもらってのことだったらわかるのですけれども、同居の家族の全員がどうして要るのが、個人情報を出さなきゃいけないのかわからない。

【山口副会長】どうぞ。はい、課長。

【子どもサービス課長】これについては、同居の家族の方で、今、委員おっしゃったように、例えばお父さんのほうに連絡をとろうと思ってとれなかった場合、お母さん、または成人に達している例えばご兄弟がいればという意味合いもございますし、また、まだ子どもであったとしても、同居の兄弟の方の例えば実際行っている学校だとかというのは把握できたほうが、お預かりしているお子さんの保護・育成に資するのではないかとということで、いただいているということでございます。

【山口副会長】鍋島委員。

【鍋島委員】同居の家族ですと、高齢者の方もいらっしゃると思うんですね、今。

介護をしていらっしゃる相当な高齢者もいらっしゃると思うので、やっぱり限定をしたほうがいいと思いますけれども。高齢者の人のところということ、介護先まで出さなくちゃいけないのと、デイサービスとかショートステイとか、そういうところまで書かなくちゃいけないのという感じになってしまうと思うんです。

【山口副会長】はい、どうぞ。

【子どもサービス課長】これにつきましては、マル秘の情報として、児童台帳というのを実際にお預かりする際に保護者の方に書いていただくんですけども、児童の状況について詳しく書いていただくのは、もちろんきちんと体質や特徴まで把握した上でやっていくというのは当然なんですけど、同居等の家族状況につきましては、一応連絡の順位というのを付けさせていただいて、第1順位、第2順位ということで、基本的には連絡をとれるところをなるべく書いていただくということで、例えばデイサービスとか同居外で外にいらっしゃる方については、確かに連絡がなかなかとれないので結構かと考えてございます。

【山口副会長】鍋島委員。

【鍋島委員】やっぱり個人情報ですから、限定をしたほうがいいと思いますね。今、私なんかでも近所で高齢者を同居して介護している世帯が多くなっていますので、同居の家族というと、まじめな人はそういうところまで書くのかなと思ってしまいますので、限定をされたほうが懸命と思います。

【山口副会長】これは要するに連絡先のつもりで、要するにサービス課としてはいろんな情報を持っておられるけれども、そのうちこの保護者同居の家族の情報を提供するということは、連絡先ですよ、主に。

【子どもサービス課長】はい。

【山口副会長】だから、連絡先として不適當な人までは教える必要がないわけですよ。情報提供する必要ないわけだから、恐らくそういう運用をされるんだろうと思いますので、連絡先として適當な方の同居者だけを提供するということが、実際もそうしてもらえらるんだろうと思うんですね。ただ同居者だから全部リストアップしてもしようがないから。

その点、どうです。

【子どもサービス課長】おっしゃるとおりであります。そのように考えております。

【山口副会長】そういう理解をするということ。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

[なしと呼ぶ者あり]

【山口副会長】なければ、この件につきましても報告事項ですので、了承ということで決めさせていただきます。どうもありがとうございました。

【子どもサービス課長】すみません。1点、ごめんなさい。ちょっと追加でございますけれども、委託先のところで、先ほど富久小学校、百人町、戸山小学校、西落合、それぞれ事業者名を申しあげましたが、このところはもう既にやっていたところなんですけれども、こちらをやるときに、業務委託をする際に個人情報保護審議会にかけてございませんでしたので、今回あわせて、申しわけございませぬ、出させていただきます。申しおくれまして申しわけございませぬ。

【山口副会長】そういうことで、ひとつその点も了解するというので進めます。

じゃ、会長、おいでになられましたので、もう一つだけ私が担当して、あとを引き継ぐことにいたします。

資料53、子ども園在園児（4、5歳児）の住基異動データ抽出についての説明をお願いします。学校運営課。肩書とお名前を。

【幼保連携・子ども園等推進担当副参事】幼保連携・子ども園等推進担当副参事の斉藤でございます。学校運営課長が所用のため、かわりにご説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料、平成20年度資料53、件名、子ども園在園児（4、5歳児）の住基異動データ抽出についてでございます。

諮問といたしましては、電子計算機による個人情報の処理開発、変更1件でございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

事業の概要でございます。

目的といたしましては、こども園在園児——これは4、5歳児のみでございますが——の転出等に伴う園児の入園資格管理の把握をするためということでございます。

事業の内容といたしましては、子ども園の就園要件につきましては、区立の幼稚園と同様に、児童、その保護者ともに区内に住居登録があることとしております。しかしながら、現在はホストコンピューターを用いた処理をしていないことから、住基データの異動確認をするためには、毎月端末で一人一人を確認しなければならず、転出等で入園資格を失っているような状況の場合に把握ができないということでございます。

適正な就園事務の遂行のためには、転居や保護者の変更など住基データの異動状況を把握する必要があることから、このため区立の幼稚園と同様に、ホストコンピューターに子ども園の

4、5歳児及び保護者の住民番号を記録し、住基異動データと突合した、そして合致したものについて、異動者データ確認リストを出力して管理をする必要があるというものでございます。

3枚目をごらんいただきたいと思います。

記録される情報項目といたしましては、個人の範囲として、新宿区立子ども園の在園児、先ほど申し上げましたように4、5歳児のみでございます。及びその保護者ということで、ゼロ歳から3歳までにつきましては、保育課で入園管理をしている関係から住基データとの突合も行っているため、今回対象からは除いております。

説明については以上でございます。

【山口副会長】はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございますでしょうか。

なければ、よろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【山口副会長】諮問事項ということで、承認ということにいたします。

じゃ、どうもご苦労さまでした。

【幼保連携・子ども園等推進担当副参事】ありがとうございました。

【山口副会長】もうしばらく私が議事を進行させていただきます。

資料54、証明書自動交付機の障害等管理業務の委託についてのご説明をお願いいたします。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長、赤堀です。よろしく申し上げます。

では、資料をごらんください。

証明書自動交付機につきましては、このシステム開発委託につきまして、昨年6月20日の第1回当審議会で諮問いたしまして、ご審議いただきましてご承認をいただいております。おかげさまで今開発を進めておりますが、本年6月から稼働でございます。稼働運用上、1点業務委託をいたしますが、その関係で、本日は事前報告で業務委託についての報告をさせていただくということでございます。

1ページ目でございますが、証明書自動交付機の障害等管理業務の委託についてで、第14条第1項に基づきます業務委託についての事前報告でございます。

おめくりいただきたいと思います。

事業の目的でございますが、休日・夜間等の閉庁時間中に証明書が詰まるなどの障害が証明書自動交付機に発生した場合に、通報を受けた委託業者を現地に急行させまして、その詰まりました証明書を取り除き復旧をさせます。取り除いた証明書は、証明書自動交付機内のトレイ

に保管をいたすというものでございます。

この対象者でございますが、住民票の写し、それから印鑑登録証明書を請求された方が対象者であります。

事業の内容でございますが、私ども本庁舎の1階、第一分庁舎の1階、各地域センター10カ所に自動交付機を設置いたします。下記の稼働時間中に各種カードを利用することによりまして、住民票の写し、印鑑登録証明書を発行いたします。

流れでございますが、前回もご説明いたしました、証明書自動交付機用カードを機械に挿入いたしまして暗証番号を入力し、画面操作を行いまして手数料を入れていただきます。そうしますと、証明書と領収書が発行されまして、カードが返却されるという流れでございます。

その中で一番トラブルとして多いものが、証明書が発行されないとか紙詰まりというふうなトラブルがまれに発生する場合がございます。その場合は、お客様に、その証明書自動交付機のそばに専用電話がついておりますので、その電話で通報をしていただきます。詰まった場合、開庁時間中ですが、これは私ども戸籍住民課あるいは出張所の職員が参りまして、詰まった証明書を取り除いて復旧をさせます。

職員がいない閉庁時間中でございますが、委託業者が現地に向かいまして、証明書を取り除きまして復旧させます。取り除いた証明書は、証明書自動交付機内のトレイに保管します。

なお、この保管した証明書は直近の開庁日に区の職員が回収をいたしまして、処分等をいたしまして、厳重にそういった個人情報の取り扱いをしてまいるということでございます。

なお、一番下に稼働開始月、稼働時間がございますが、21年6月から稼働で、戸塚のみは地域センターがオープンします22年2月から稼働いたします。

時間でございますが、本庁舎8時半から5時15分、火曜日19時15分とございますが、実際には機械で自動的に電源が落ちますので、通常は17時あるいは19時に落ちますけれども、手続中のお客様がいる場合には手続が終わるまでは機械が落ちませんので、若干のその後の余裕の時間がございます関係でこういうふうにしております。

ただ、第一分庁舎と地域センターは、平日、休日含めまして8時半から9時まで稼働ということでございます。この職員がいない時間帯も稼働いたす部分がございますので、専門の警備会社に委託をして保守管理をするということでございます。

おめくりいただきまして、3枚目の説明でございますが、委託先でございますが、専門の警備会社に6月1日から委託をする予定でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目としては、このように各請求者の証明書に記載され

ている事項が処理させる項目でございます。

委託理由、それから委託の内容は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

なお、委託の内容の下の方の4行ございますが、障害等管理業務の委託時間でございますが、第一分庁舎と地域センターにつきましては、平日の5時15分から9時、休日は8時半から9時という形で委託する予定でございます。

なお、一番最後でございますが、委託事業者に行わせませ情報保護対策でございますが、取り扱い責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定して、きちんと私どもも管理をしております。それから、個人情報保護については、守秘義務を遵守するようにしてまいりたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

【山口副会長】ちょっと私から質問ですけれども、今の説明は区と委託業者の関係をご説明いただいたのですが、利用した区民の方との関係ですね、どういうことになるのか全くわからないんですけど、その方から連絡が来るかもしれないし、連絡がないまま帰っちゃうかもしれないし、電話をかけないで。そうすると何かの処理をしたということは、こういうふうになりましたということは、区民の方に事後処理の報告はするんですか。

【戸籍住民課長】例えば、おとりにならないで帰られた場合は証明書が機械の中に取り込まれたりしますし、あるいはトラブルが起きた場合等、そういったいろんなイレギュラーなケースがあった場合は、すべて機械にそういった記録が残ります。残ったものについて、私どもはそのトラブルの記録をすべてチェックいたしまして、必要があればその利用者の方にお電話でご連絡をするといったようなことはしてまいりたいと考えております。

【山口副会長】それでは、何かご質問、ご意見、ありませんか。

【有馬委員】ささいなことなんですが、この委託先が、口頭では専門の警備会社という話ですけども、ここは何で契約予定者等この文書の中で明示されていないのか、これは何か理由があるんですか。委託先ということではないんですね、これは。特段の理由はない。

【戸籍住民課長】特段の理由はございません。

【有馬委員】そうですか。あるいは都内であれば、委託先だから、専門の警備会社とか、そういったことはここできちっと協議すべきだろうというふうに思うんですけども、この専門の警備会社との契約はどのようにしてやられている。

【戸籍住民課長】一般競争入札あるいはプロポーザル入札になるかと思いますが。

【山口副会長】有馬委員。

【有馬委員】やっぱり気になるのは、開庁時間はいいんだと思うんですけども、閉庁時にこのトレイに詰まったものが残るということが、やっぱりちょっと僕、気になるかなと思うんですね。このトレイは詰まったものを、開庁時間以外は専門の警備会社の方が来て、それをとってトレイに入れるということで、仮にその入れたものは外部から全く、わかりませんが、取ることは不可能。

【山口副会長】戸籍住民課長。

【戸籍住民課長】機械の中に施錠される扉がついておりまして、その中にコンピューターとかトレイも入っております、その中のトレイに入れまして施錠していただきます。そのかぎは私どもと警備会社が持っております。そういったことでは、当然あけられないような形になっております。

【山口副会長】どうぞ。

【有馬委員】そうすると、当然その事態に陥った区民の方は、そこら辺はしっかりその警備会社の方がそういうことだというふうに丁寧にその段階で説明をされて理解をいただくということですか。普通自分の個人情報だから、詰まったものは取り出されたら自分で処理したいとか心配だということは当然あるかと思うんですが、その点なんかは。

【山口副会長】はい、どうぞ。

【戸籍住民課長】通常、やはり本来お渡しすべきでない証明書をそのままお持ち帰りになるということは、窓口でもしていないんですね。本来的にきちんとした証明書だけを、手数料に合ったもの1部だけをお持ち帰りいただきますので、ミスで出てきたものについてはお返しいただくという形になりますので、基本的にはご返却いただいて私どもで保管するという形になります。

【山口副会長】どうぞ。

【有馬委員】だから、その辺の説明はしっかり、こういうふうに処理しますよというのはそのタイミングではされるということで。

【戸籍住民課長】もちろんそうです。

【山口副会長】ほかに。

じゃ、鍋島委員。

【鍋島委員】詰まったときの区民の立場で考えますと、私もコピーや何かで詰まってしまうんですね。そうすると、今、有馬先生がおっしゃったように、お金をそのとき自分が入れてそれが詰まったわけだから、もしお金はそのとき返してもらいたくないという人がいて、私だった

ら返してもらいたくないけれども、お金は入れちゃったんだからもういいけれども、情報だけは私は持ち帰りたいわという、その情報を300円で買ったものじゃないですか。だから、それをもらって新たにまた入れて、新しくちゃんとしたものをもらうということもあれば安心だけれども、区の職員だったら納得できるけれども、警備の人だったら、やっぱりこのミスしたのも自分のものだし、ほかの警備の人にまであげたくないわという考えも出てくるんじゃないかと思うわけですね。

だから、お金を返してもらいたいわと言う人だったら、それは保管するのもいいんだけど、2枚でもいいから余分に払ってもそれは持ち帰りたいわという人も出てくると思うんですね。だから、そこのところはやはり職員と、それから警備会社と区民がどう、この人の信用度ですけれども、そこまで信用できるかどうかという、私だったらお金をもう一枚払ってもミスしたのももらいたいわという感じだと思うんです。

【山口副会長】ちょっと私もよくわからないんですけど、区民の方が、この障害というのはどういう場面かわからないんですが、自分でとろうと思ったら抜き出せるんですか。抜き出せるんなら、今みたいにする抜き出して云々ということになるんですが、抜き出せないんならその議論はなくなるんで、抜き出せる場合と抜き出せない場合があるんだったら、そこらもちょっとご説明いただけますでしょうか。

【鍋島委員】それからもう一つ、警備の人が、じゃ、私が待っていて作業している間にその情報を出すことはできると思うんですね。私もコピー機をして呼ぶと、それだけ出してくれる場合もありますから。

【山口副会長】はい、どうぞ。

【戸籍住民課長】まず、詰まりぐあいによるわけなので、もうほとんど出ている場合であれば、そういうふうに分ける場合もあるんです。かなり奥のほうでとまってしまっている場合は引くことができない。通常、やはりとっても出ない場合に電話で呼ぶということになると思うんですね。ケースによって、一般論としては、通常私どもが聞いておりますのは、やはりどうしても抜けないというケースがほとんどでございまして、想定としては、やはり抜けないケースばかりというふうにご理解いただいていると思うんです。

仮に打ち出されて詰まったものが出てきたら、それがちゃんとした証明書でそれも構わないということであれば、それはそれでお渡しできる場合もあろうかと思えます。

それから、やはり業者さんが出して保管しますというので不安があるようであれば、きちんとそれは格納してかぎを閉めるところまでお見せをして、きちんと保管してありますよという



ことで信頼感を得ていくというふうなことも委託した際に業者のほうに徹底をしたいと思っておりますし、そういった面で不安等を招かないように十分注意してまいりたいと思っております。

【山口副会長】業者がその機械に達するには、何分ぐらいを想定してそういう準備はされているんですか。

どうぞ。

【戸籍住民課長】大体10分程度で来ていただくように、その契約の中でやっていきたいと思っております。

【山口副会長】わかりました。

ほかにご質問は。

はい、どうぞ。

ちょっとすみません。ひやま委員が先ほどから手を挙げておられます。ひやま委員。

【久保合介委員】その問題でちょっと関連が。

【山口副会長】それじゃ、関連であればどうぞ。

【久保合介委員】要するに、業者がどういう場合であろうと、業者のもとに個人情報が入るなんていうことはあり得ないんでしょう。

【戸籍住民課長】そうです。

【久保合介委員】それだけの話です。

【戸籍住民課長】そうでございます。ただ、短時間でも業者の方が住民票を目にすることがございますので、手渡して持って帰ることはまずないんですけども、わずかな時間でも目にすることはありますので、今回そういうことがあるということでお諮りをしているということでございます。

【山口副会長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】今、久保委員がおっしゃった関連で、私もそれをちょっと聞いたかったのと、この内容は、障害が起きた場合にこの証明書の自動交付機に記録がされるということはお聞きしましたけれども、現場に行きましてその処理をした警備員の方が、別に業務記録とか何かというのはいらないんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【戸籍住民課長】これはもう当然、記録、トラブルの処理の報告はつけるということでございます。

【山口副会長】はい、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】そうなりますと、その内容はどこまでの報告をさせるんですか。

【山口副会長】どうぞ。

【戸籍住民課長】まだ詳細はこれからでございまして、例えば発生時間、トラブルの内容でございませぬ。それから、処理の処理結果等を出していただきます。それだけ出しておけば、どなたがやったかというのは私どもわかりますので、それは別のデータのほうから区民の方のどなたのトラブルであるかわかりますので、それだけで十分報告としては対応できると思います。

【山口副会長】よろしいですか。どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、その内容に関して、その警備員がだれの処理をしたというところまではわかるわけですね。

【戸籍住民課長】お客様の証明書を取り出したときに、証明書を見れば要は名前と住所がわかりますので。ただ、例えばそのことをメモして持って帰るとか、口外するとか、そういうことはしないように、これはもう当然契約書の中で十分徹底してまいりたいと思います。

【山口副会長】ほかにご質問。

林委員、どうぞ。

【林委員】ちょっと伺いたいんですけども、これ、機械の中に残っていると今おっしゃったんですけども、私が聞いたあれでは、この機械とは似て非なる機械ですけども、前の人のが次の人のやつと一緒に出てきちゃったんですよ。それで、その人がさんざん見てね。私もその人がそんな話があるからといって、あれっと思って、たまたま今日あれなんだけれども、さんざん見て、自分のじゃないから。一瞬その方はそれが自分のものだと思ったらしいんですけども、たまたま男と女の違いがあったからわかったらしいんですけども、それは結局窓口を持っていったようなんですけども、なかなか受けてもらえなかったというようなことを、たしか私、聞きましたけれども、そういうことはこの機械はないですか、後から出ちゃうということは。

【戸籍住民課長】今のケースですと、前の方がおとりにならないで、要するに…。

【林委員】出てこなかったみたい。

【戸籍住民課長】格納されたままになっていて、次の方がおとりになったというケースだと思うんですね。基本的には、当然ながら、その機械上は残っているものが出るような構造になっておりませぬ。機械はなっておりませぬ。ただし……。

【林委員】ああ、すみません。

【山口副会長】ちょっとお待ちください。説明をしてください。

【戸籍住民課長】なっておりませんので、そういうことを想定しておりませんが、機械のことですので100%ではないのかもしれませんが、本当にそれはあってはならないトラブルだと思いますので、十分私どもも機械、ハードのほうの点検も日々定期的に行ってまいりますので、そういうことがないようにしていきたいと思っております。余りそういうトラブルは、私ども、過去いろんなところで実施している自治体にも聞いておりますが、そういうトラブルは聞いたことは今のところないですね。

【山口副会長】すみません。これは新規の設置なんですか。

【戸籍住民課長】さようございます。

【山口副会長】新宿としては新しく……

【戸籍住民課長】新宿としては新規でございます。

【山口副会長】わかりました。

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

【山口副会長】ちょっと私、銀行ATMで一度事件が起こったことがあるんです。大手の都市銀行なんですけれども、その方がお金を引き出すのに金額が違って、それで電話をしたんですけども、警備会社から、そちらへ着くのは30分ぐらいかかるから一たんお帰りくださいと言われて帰っちゃったら、それで後で警備会社に来て、いや、お金は残っていないということで、結局足りないんですよ、お金が。そういうことで30分ぐらい、実際に何分後に来たかわからないんですけども、そこらを、この場合でも区民の方がそこにいられる時間ぐらい、10分というのはさっき説明で聞いたんですけども、ちょっとでもおれる時間帯に警備会社がその現場に来て、ご本人に見てもらいながら処理してもらうのがベストなんで、その方向で、実際にできない日もあるかもしれないけれども、方向としては、その区民の方が機械の前にいらっしゃる間に警備会社がそこへ行って、それでご本人の目の前で処理をするということを原則としていただきたいというふうに思います。

【戸籍住民課長】そうですね。そのつもりでおります。

【山口副会長】よろしく申し上げます。

【戸籍住民課長】はい、わかりました。

【山口副会長】それでは、この今の件の事前報告ですけども、了承ということでよろしゅうございますね。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【戸籍住民課長】ありがとうございました。

【山口副会長】はい、どうもご苦労さまでした。

それでは、ここからは会長に議事を引き継ぎます。よろしくお願いたします。

【寄本会長】それでは、次に資料56ですね。地域ポータルサイトの構築及び運用の委託についてでございます。これに対する説明をお願いいたします。

【区政情報課長】会長、区政情報課長です。お願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、資料56に基づきまして、地域ポータルサイトの構築及び運用の委託についてご説明いたします。

条例の根拠は、諮問部分が条例第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）でございます。

事前報告の部分は、条例第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託）でございます。

1枚おめくりください。事業の概要が出ております。担当課は区長室区政情報課となります。

目的は、今現在、新宿区が区のホームページを公開しておりますけれども、区民の利便性と地域の活性化を考えると、より地域ニーズに合わせた情報発信が不可欠ということになっております。区民の求める情報が行政情報だけではなくて、より広がりのあるものとしていかなければなりません。しかし、一方で、区の公式ホームページで民間情報や個人の主観に基づく情報を取り扱うことは、行政の観点から課題が多いというのも事実となっております。

そこで、地域ポータルサイトを新しく立ち上げまして、民間業者の運営のもとに行政情報と民間情報を総合的に提供することで、区民の利便性の向上を図っていきたいと考えております。

また、区民の生活圏の中で地域のそういった情報の相互流通を起こすということで、地域のコミュニティーを活性化し、新宿区の地域に根づいた魅力をより引き出し、区民生活をより豊かなものにしたいというものでございます。

これにつきましては、新宿区の第一次実行計画の事業となっております。

対象者は新宿区を生活圏とする方ということで、住み、働き、学び、集う方、また新宿区に関心のある人が閲覧し、個人・事業所に関する情報や意見をサイト上に掲載することを希望または同意する人が掲載者という形になっております。

事業内容といたしましては、民間サイト業者とサイト運営委託契約を結びまして、官民協働で行政・民間・地域の情報を一元的に配信できる地域ポータルを構築・運営するものです。

委託業者とは協定書を交わし、行政情報の適正な取り扱い、公序良俗に反する情報を掲載し

ないこと、個人情報の取り扱い等の取り決めにいたします。契約期間終了後も協定書は有効とし、サイトの公益性と継続的運営を図ってまいります。

運営費につきましては広告収入を基本としまして、サイトを継続的に運営・発展させていくものです。

内容につきましては、予定という形になっておりますけれども、(1)が区政情報、区の公式ホームページのCMSから情報配信、区関連サイトのリンクを張ります。

次ページをごらんください。

2番目としましては、区内の地域ごとの情報。取材記事や投稿情報。

3番目としましては、テーマ別のメニュー。取材記事や投稿情報が主になりますけれども、例示としましては、子育てとか、介護ですとか、遊び場ですとか、防犯。

それから、4点目としましては、利用者同士の情報交換。掲示板、投稿ですね。

それから、5点目としましては、店舗・企業や団体の情報。

それから、6点目としまして、特集の記事。取材記事ですけれども、地域での注目のイベントですとか地域のキーパーソンのご紹介。

それから、7点目としましては、広告ですね、広告バナー。掲載希望企業の有料コンテンツとなっております。

以上が主な内容となっております。

次ページをごらんください。4ページ目です。

ここではどういった情報が記録されるかですけれども、記録される情報項目ですね。

1点目としましては、個人の範囲としまして、地域ポータルサイトの会員制メニューの利用を希望する人。記録項目は、氏名、生年月日、性別、メールアドレス、住所、ニックネーム、パスワード。3点目としましては、記録するコンピューターはサイト運営業者が管理する地域ポータルサイト・サーバーとなっております。

新規開発・追加・変更の理由としましては、1点目は、行政では公正中立の立場から取り扱いが困難な情報（民間情報、口コミ、広告など）を含めて、区民に幅広い情報提供を行うため。区民に公益性の高いサイト情報の情報交流の場を提供するため。サイト運営専門業者のノウハウ、最新技術を活用するためとなっております。

新規開発・追加・変更の内容としましては、地域ポータルサイトの企画・設計、コンテンツ作成、ハードウェア、ネットワーク環境の構築・導入です。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策は、テストにはダミーデータを使いたいと

考えております。

新規開発・追加・変更の時期は、平成21年6月から平成22年3月、以降継続とさせていただきたいと考えております。

次のページをごらんください。地域ポータルサイトの運用委託です。

保有課は区長室区政情報課、登録業務の名称は地域ポータルサイトの構築及び運用、委託先につきましては、公募によりプロポーザルで選考いたします。

委託に伴い事業者処理させる情報項目は、会員制メニューへの書き込みを希望する人（会員登録に当たって処理する情報）。先ほどと同じでございます。氏名、生年月日、性別、メールアドレス、住所、ニックネーム、パスワードとなっております。

委託理由も先ほどと同じという形になっております。

委託内容も先ほどと同じ内容でございます。

委託の開始時期及び期限は平成21年6月から、以降も運用実績により継続とさせていただきます。

委託に当たり区が行う情報保護対策は、1点目が、契約に当たり、別紙「特記事項」を付します。2点目が、選考に当たり、プライバシーマークの取得を応募条件とし、業者の現行サイトのプライバシーポリシー及び運用実績を考慮いたします。3点目としましては、情報掲載、情報管理に関する協定を締結いたします。

次に、受託業者に行わせる情報保護対策です。

1点目としましては、外部からの不正アクセス、ウイルス対策等を施します。2点目は、システムの設置場所は耐震対策、入退室管理、防火対策等を施します。3点目は、専任の担当者により、日常的にサイト運営状況（サーバー状態、投稿内容等）を監視する。4点目は、サイト管理者はパスワードで操作制限をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【寄本会長】** はい、ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら。

はい、どうぞ。

**【久保合介委員】** 2ページで説明をいただいた対象者なんですが、わかりやすく2行にわたって書いてあります。こちらの文言というのは、僕は全く意味がないような気がしてならないんですね。新宿区に住むというのは住民票を見りゃわかる。働くも、その人の就業先も確定できます。学びも学校がわかります。しかし、集う人、それから関心のある人、これは客観的に確

定・確認はできない人ですから、それは何の意味があるんですか。これ、確認できないんですよ。

【寄本会長】どうぞ。

【区政情報課長】こちらにつきましては事業概要ですので、このホームページがどういう人を対象にしているかということを書かせていただきました。そのために新宿区に関心、本当に広くとらえればどなたでも見ていいわけですけども、その中でも特に新宿区を生活圏とする方、それから区に関心のある方が対象ということでここでは書かせていただきました。

【寄本会長】はい。

【久保合介委員】要するに、一番最後のサイト上に掲載することを希望または同意する人なんですね。これが対象なのであって、その前段はどなたでもいいといって不思議はないです。確認できないんだもの、集う人、関心のある人なんて。だれが確認します。最高裁が決定するんですか。確認できないでしょう、この前段は。意味がないことじゃないんですか。

【区政情報課長】区政情報課長です。

個人情報の対象となりますのは、ご指摘のとおり、掲載をしている、掲示板等へ書き込みをされる方が対象となります。

【久保合介委員】結構です。

【寄本会長】はい。

ほかにご質問のある方、どうぞ。

【有馬委員】委託業者の情報項目なんですけれども、会員制メニューへの書き込みを希望する方で氏名、生年月日等々あるんですが、これは企業や団体も含めた話ですよ、もともとが。このサイトに参加するというのは。その場合は、これはどういう情報の項目になるんですか。

【寄本会長】どうぞ。

【区政情報課長】基本的には、掲示板への書き込みは個人を対象とするというふうにしております。

【有馬委員】個人のみですか。

【寄本会長】どうぞ。

【区政情報課長】法人に属する方もいらっしゃると思いますけれども、その方に個人として書き込んでいただくということです。

【寄本会長】鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】ここの今のところなんですけれども、この姓名と生年月日とか住所まで会員制メ

ニューで登録してくださいというのは、クレジットを使って買い物ができるところとか、そういうところへ、私もちょっとパソコンやるんですけども、あるんですけども、書き込みだったらここまでシビアに個人情報を出すサイトは珍しいんですよね。これはどうしてここまで区の情報として、しかも区がやることじゃなくて業者の入るもので、どうして個人情報がここまで要るのかということをお教えしてほしいのです。もしお買い物とか、そういうサイトもあるのだったら、そこだけにこういうのを使ってもいいと思うんですけども、そうじゃない、ただ書き込みだけで個人情報をここまで出すのは、私としてはちょっと疑問なんです。

【寄本会長】 はい、どうぞ。

【区政情報課長】 実はここでいわゆる会員制メニューといっているのは、買い物とかは現在のところ想定しておりません。掲示板等への書き込みという形になります。ただ、今一番いろんなサイトで問題になっておられるのが、掲示板でのいろんなトラブルというのが非常に多くなっております。そのために地域ポータルサイトでは、掲示板にすぐ自動的に書き込めるという形ではなくて、一たん業者のほうでちゃんとその内容を確認して、それから掲示板へ書き込むという形を考えております。それでも万が一トラブルになったことを考えまして、いわゆる匿名での書き込みはできない、きちんと責任を持って書き込みをしていただくということで、住所や氏名等の登録をしていただくということで考えております。

【寄本会長】 はい、どうぞ。

【鍋島委員】 この出した項目のは、定期的には、このポータルサイト開設業者がどういうふうにこれは管理されているかというのは、区のほうで一応チェックはしてくださるわけですね。

【寄本会長】 どうぞ。

【区政情報課長】 これにつきましては、委託に当たり区が行う情報保護対策の2点目に、プライバシーマークの取得というのを業者の応募条件としております。プライバシーマークといいますのは、行政につきましては、こういった審議会という形で個人情報保護の対策はとられているわけですが、民間事業者の方のこういった資格でして、非常に取得が厳しいものとなっております。ですから、こういった個人情報を取り扱う事業者でも、プライバシーマークを取得していない業者が非常に現在でも多い。そういった中で、一定ハードルの高いものを越えていただいて今回は応募していただくという形になっておりますので、その辺はかなりきちんとしたもののがとられるというのは考えております。

【寄本会長】 よろしいですか。

どうぞ、ほかにおありの方。



〔なしと呼ぶ者あり〕

【寄本会長】じゃ、本件につきましては、諮問事項につきましては承認、報告事項については了承でよろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、次の議題に参ります。

資料57、新宿区気象情報メール配信システム開発運用業務委託についてでございます。

どうぞ説明をお願いします。

【危機管理課長】それでは、危機管理課長でございます。ご説明をさせていただきます。

お手元のほうに資料がございますので、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

今回、審議会に諮ります報告事項は、該当する条例の第14条第1項の個人情報の収集を伴う委託ということで報告をさせていただくものでございます。

事業の概要でございますが、ページをおめくりいただきまして、事業名としますと、災害情報システムの運用、気象情報の収集で、私ども危機管理課が担当させていただきます。

目的は、区民に迅速に気象情報を知らせて減災を図ると。

今まで、新宿区のホームページにおきまして気象情報等を見ていただく方法をとっておりますが、昨年の集中豪雨では、間に合わないことがありました。お忙しい方もいれば気がつかない方もいらっしゃると思いますので、議会のほうからも要請がございまして、メールで知らせることが大事じゃないかということで、それを検討していたものを具現化するものでございます。

対象者は、希望する区民の方及び在勤者等になります。

事業内容は、今申し上げましたとおり、区民及び在勤者の中でご希望する方に登録していただきまして、その登録の方に、ここに書いてございます気象に関する注意報、警報が出た場合、それから新宿区の雨量の情報、それから河川水位情報と神田川の洪水予報をこちらから配信していこうと、これを4月から行いたいというものでございます。

次に、その他の業務委託ということでございますけれども、委託に伴い事業者処理させる情報項目等でございますが、登録希望者のメールアドレス、これにつきましては業者のサーバーを使いましてやりますので、この辺を登録していただくということでございます。

委託の理由につきましては、ほかの自治体でも先行しているところもございますが、このシステム導入に大変実績があり、しかも運用時の障害に対しましては24時間対応が可能であるということで、リアルタイムで情報が提供でき、確実性、それから信用性が大変高いということで、この業者を使うものでございます。

委託の内容は先ほどご説明させていただいたとおりでございます。委託の開始時期及び期限につきましては、今年4月1日から、以降継続して実施したいというふうに考えてございます。

それから、受託業者に行わせる情報保護の対策でございますけれども、SSLによる通信及びデータの暗号化を行う、そしてサーバー室への入室の制限、こういったことを特記事項によりまして、情報につきましては十分な対応をしていきたいというものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【寄本会長】はい、ありがとうございました。

どうぞ。

【久保合介委員】大変いい事業だと思って、ちょっとこの委員会にそぐわないのかもしれないけれども、事業の内容についてちょっとお伺いしておきたいんですが、危機管理課に関連する区内のこれに関連する人たちがいるんですね。消防団員だとか、こういう任務を持つ。そういう人たちにこそ必要なんだけれども、そういう人たちというのはこの事業の中でどういうふうに位置づけられているんですか。

【寄本会長】どうぞ。

【危機管理課長】消防団につきましては、消防署を通じましてPRしますが、消防団の人は必要な情報ですので、ご登録いただけたらと思います。

【久保合介委員】例えば消防団と言っただけであって……

【危機管理課長】はい。要するにそれぞれに申し込んでいただいて、それで登録をしていただくということですので、これから実際に広報等を通じまして一般の区民の方へどうぞご利用くださいという啓発をして登録をしていただくというつもりでございます。

【久保合介委員】はい、わかりました。

【寄本会長】それでは、本件については了承ということで。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【寄本会長】どうもご苦労さんでございました。

それでは、予定のヒアリングを終えて、あとはその他の関係はございますか、事務局のほうで。

【区政情報課長】先ほど定額給付金に関する審議会につきましては、申しわけありませんでした。もう一度事務局で日程の調整を行いまして、次回の審議会でお諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次回の審議会は2月4日水曜日の午後2時からを予定しております。場所につきましては、本  
日と同じ第2委員会室ですので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【寄本会長】 どうもありがとうございました。

午後 3 時 35 分閉会